

板 橋 区 交 通 安 全 対 策 事 業 費
補 助 金 交 付 要 綱

(平成2年5月7日区長決定)

(目 的)

第1条 この要綱は、板橋、志村及び高島平交通安全協会（以下「協会」という。）に対して交通安全対策事業に係る補助金を交付することにより、区民一人ひとりの交通安全思想の啓発及び意識基盤の醸成・普及を確立し、もって交通安全対策の充実を図ることを目的とする。

(補助金の対象)

第2条 補助金の交付対象は、交通安全対策事業に係る各種の活動（以下「活動」という。）に要する経費で、次の通りとする。

活動に必要な資器材の購入にかかる経費

その他区長が必要と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で協会ごとに区長が定める。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする協会は、交通安全対策事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 区長は、補助金の交付申請があった場合は、当該申請書の必要事項を審査のうえ、速やかに補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 区長は、補助金を交付すると決定したときは、交通安全対策事業費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、補助金を交付しないと決定したときは、その理由を付し、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び受領)

第6条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、区長に請求書（別記第3号様式）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金に関する調査)

第7条 区長は、補助金に関し、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた協会に対し、報告を求め、又は実地に調査を行うことができるものとする。

(決定の取消等)

第8条 区長は、協会が目的以外の使用、偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき、あるいは、事業が縮小又は実績が下回ったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第9条 区長は、前条により補助金を取消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(実績報告書)

第10条 補助金の交付を受けた協会は、会計年度が終了したとき、又は事業完了後、速やかに実績報告書(別記第4号様式)により報告しなければならない。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の規定を準用する。

付 則

この要綱は、平成2年5月7日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から適用する。

年 月 日

(宛先) 板橋区長

事務所所在地
協 会 名
代 表 者

板橋区交通安全対策事業費
補助金交付申請書

年度交通安全対策事業費補助金を下記のとおり交付されるよう、関係書類
を添えて、申請します。

記

- | | | | |
|---|-------|-------|--------|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 添付書類 | 収支予算書 | 別紙のとおり |
| | | 事業計画書 | 別添のとおり |

協会名 _____

収 支 予 算 書

	項 目	品 名	算 出 内 訳	金 額	備 考
収 入					
支 出					

事務所所在地

協 会 名

代 表 者

板橋区交通安全対策事業費 補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度交通安全対策事業費補助金は、
下記により交付します。

年 月 日

東京都板橋区長

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 補助対象事業 交通安全対策事業
- 3 交付条件

- (1) 補助事業者は、補助金を交付申請書記載の目的および補助対象事業に使用し、
他に使用しないでください。
- (2) 補助事業者は、事業計画及び収支予算を変更したときは、すみやかに区長に
届け出てください。
- (3) 区長は、補助対象事業の円滑で適正な執行を図るために、補助事業者に対し
て、補助対象事業の遂行の状況に関し、報告を求めることがあります。
- (4) 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は補助対象事業が完了しな
い場合であっても区の会計年度が終了したときは、次に掲げる事項を記載した
実績報告書を 2 通作成し、提出してください。

ア 補助対象事業の成果

イ 補助金に係る収支決算に関する事項

ウ 補助金の使途内訳

(5) 補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することがあります。

ア 上記(1)、(2)及び(4)の義務のいずれかを履行しないとき

イ 決算の結果、補助対象事業が予算を下回ったとき

第 3 号様式

(宛先) 板橋区長

請 求 書

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額							

ただし、 年 月 日付 (番 号) により交付決定された
年度交通安全対策事業費補助金を上記のとおり請求します。

年 月 日

事業所所在地
協 会 名
代 表 者

年 月 日

(宛先) 板橋区長

事務所所在地

協 会 名

代 表 者

実 績 報 告 書

年 月 日付で交付された 年度交通安全対策事業費補助金について
下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 実 績 額

交付決定額	受 領 額 (A)	実 績 額 (B)	不用額(A)－(B)
円	円	円	円

2 関 係 書 類 別添のとおり

(補助対象事業の成果、補助金に係る収支決算に関する事項、補助金の使途内訳など)